

意見募集案件	北広島市森林整備計画の改定
担当課	経済部農政課 電話 011-372-3311 内 851

意見募集期間	平成25年2月6日(水)から平成25年3月7日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市農政課及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 経済部農政課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0888 電子メールアドレス: nousei@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 25 年 3 月中旬頃までに公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 森林が持つ多面的機能を発揮できるよう、対象森林の望ましい機能区分やそのための森林整備の方針等をまとめた計画です。北海道の石狩空知地域森林計画に則して、現在の計画を改定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 計画案の内容は、大きくは以下の5項目です。 ① 「トドマツ」の標準伐期齢を、50年から40年に改定 ② 伐採に関し、立木や周辺環境を保護するためなど伐採作業の留意事項を追加 ③ 森林の「天然更新」に関し一部変更。天然更新の、判断、方法、期間等を改定 ④ 伐採跡地の天然更新をすべき期間を改定 ⑤ 「北海道林業事業体登録制度」に関する項目を追加 (3) その案の根拠となる法令等 森林法 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 森林所有者の方が、森林経営計画を立てる際には、北広島市森林整備計画の内容に則したものとし、市の認定が必要となります。
対象となる政策等 の原案	
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 25 年 3 月上旬、北海道知事等と協議を行った後、計画の決定(3 月末)をし、平成 25 年 4 月 1 日から本計画が適用となります。